

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
日本電気株式会社 代表取締役 新野 隆 東京都港区芝五丁目7番1号	平成29年3月14日から 平成29年9月13日まで (6か月間)	つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第2第2項(独占禁止法違反)第1号 指名停止措置期間については、同要綱第4条第2項第2号の規定に該当するため、別表第2に定める当該短期の2倍の期間とする一方、同要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。	2者は、中部電力株式会社が発注するハイブリット光通信装置等について、受注金額の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月15日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反事業者として公表された。 なお、2者とも課徴金減免制度の適用を受けている。
富士通株式会社 代表取締役 田中 達也 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号			